

ごみ処理基本計画の取組状況及び 今後の取組（案）について

【趣旨】

ごみ処理基本計画（令和3～令和17年度）の短期目標（令和7年度）の達成に向け、令和6年度の取組状況を報告するとともに、令和7年度の「ごみ処理実施計画」の内容について諮るもの

- 1 基本指標の進捗状況について
- 2 基本方針に基づく取組指標の進捗状況について
- 3 令和7年度の実施計画（案）について
 - I 令和7年度実施予定の施策事業のうち、新規・拡充事業について
 - II 収集運搬・中間処理・最終処分体制について

1 基本指標の進捗について

単年度の達成度の考え方

- ・ 遡増型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの）・・・ $(\text{実績値} / \text{目標値}) \times 100 (\%)$
- ・ 遡減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの）・・・ $(\text{目標値} / \text{実績値}) \times 100 (\%)$



A : 100% 以上,
B : 70% 以上 100% 未満
C : 70% 未満

1 基本指標の進捗状況について

【報告】令和6年度の取組状況等については、別紙1のとおり

(1) 【基本指標1】 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）（g／人・日）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	単年度 達成度	R 7 (短期目標)	R 1 2 (中期目標)
559	目標値	550	547	545	542	A	540	520
	実績値	587	542	524	見込値 534			

【評価】

「一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外：焼却ごみ・不燃ごみ・危険ごみ・粗大ごみ）」は、令和5年度の実績値に比べ増加するが、令和元年度の基準値より約4%（559g⇒534g）減少しており、令和7年度の短期目標をすでに達成するなど順調に推移している。

【参考】家庭系ごみ排出量（資源物以外）

	R 1	R 5	R 6
総人口	519,255	513,257	511,852
世帯数	227,058	236,768	239,655
ごみ排出量 (t)	106,178	98,423	見込値 99,729
一人1日当たり (g)	559	524	見込値 534

※総人口・世帯数はR6.10.1現在

1 基本指標の進捗状況について

【考察】

・ターゲットを捉えた効果的・効率的な周知啓発の実施

分別講習会や新聞折込チラシなど、様々な機会や媒体を活用した効果的な周知啓発のほか、もったいない運動の促進や「みやエコ・アクション・ポイント」の取組など、幅広い世代に対しごみ削減に向けた市民の行動変容を継続して促すことができたものと考えられる。

・焼却ごみへの資源物・食品ロスの混入

今年度の「家庭系焼却ごみ組成分析調査」の結果、依然として「プラスチック製容器包装」などの資源物や、賞味・消費期限切れ等により捨てられている食品ロスが混入している。

【参考】 R 6 家庭系焼却ごみ 組成分析調査結果（割合％） ※調査条件は前回（R4）同様

	資源物以外								資源物				
	生ごみ	食品ロス	プラ製品	紙資源化不可	布資源化不可	木類	その他	プラ容器	紙資源化可	布資源化可	びん・缶		
R4	82.3	27.2	6.2	1.6	17.1	1.4	17.0	11.8	17.7	7.1	8.4	2.2	0.0
R6	80.0	16.9	9.6	1.7	11.4	0.4	30.7	9.4	20.0	8.5	8.0	3.4	0.1
増減	▲ 2.3	▲ 10.3	3.4	0.1	▲ 5.7	▲ 1.0	13.7	▲ 2.4	2.3	1.4	▲ 0.4	1.2	0.1

【令和7年度の方向性】

・プラスチック製容器包装や食品ロスをはじめ、家庭系ごみ排出量の更なる削減に向け、ターゲットを捉えたSNS広告など、デジタルを積極的に活用した効果的・効率的な周知啓発を実施するとともに、引き続き、新たなごみの減量化・資源化施策の検討を行う。

1 基本指標の進捗状況について

(2) 【基本指標 2】 事業系ごみ排出量（資源物以外）（t／年）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	単年度 達成度	R 7 (短期目標)	R 1 2 (中期目標)
43,425	目標値	42,648	42,253	41,858	41,455		41,100	40,200
	実績値	38,323	37,907	39,072	見込値	39,091		

【評価】

「事業系ごみ排出量（資源物以外）」は、令和5年度の実績値に比べ増加するが、令和元年度の基準値より約10%（43,425 t ⇒ 39,091 t）減少しており、令和7年度の短期目標をすでに達成するなど順調に推移している。

【考察】

・事業者への周知啓発の実施

排出事業者に対し、大規模事業所等への戸別訪問指導や展開調査※などを踏まえた適正排出指導、また研修会等を活用した周知啓発の実施により、適正処理の推進が図れたものと考えられる。

※清掃工場に持ち込まれる事業系焼却ごみに資源物などの不適正ごみが含まれていないか、搬入時に開袋調査を行うもの

1 基本指標の進捗状況について

【考察】

・焼却ごみへの資源物・食品ロスの混入

今年度の「事業系焼却ごみ組成分析調査」の結果、前回調査（平成28年度）よりも減少しているが、依然として資源物や食品ロスが混入している。

【参考】 R6 事業系焼却ごみ 組成分析調査結果（割合％） ※調査条件は前回（H28）同様

	資源物以外	生ごみ	食品ロス	プラ製品	紙資源化不可	布資源化不可	木類	その他	資源物計	プラ容器	紙資源化可	布資源化可	びん・缶
H28	78.0	20.0	37.5	1.7	15.7	0.0	2.9	0.1	22.0	8.3	12.1	1.3	0.3
R6	79.3	21.0	23.9	1.5	22.3	0.4	1.1	9.1	20.7	8.9	10.6	1.1	0.1
増減	1.4	1.0	▲ 13.6	▲ 0.2	6.6	0.4	▲ 1.7	9.0	▲ 1.3	0.6	▲ 1.5	▲ 0.2	▲ 0.2

【令和7年度の方向性】

・事業系ごみ排出量の更なる削減に向け、これまでの取組を着実に推進するとともに、引き続き、新たなごみの減量化・資源化施策の検討を行う。

1 基本指標の進捗状況について

(3) 【基本指標 3】 最終処分量（埋立量）（t／年）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	単年度 達成度	R 7 (短期目標)	R 1 2 (中期目標)
22,648	目標値	20,822	19,919	18,939	18,053	A	17,200	16,000
	実績値	18,677	25,212	17,959	見込値 17,759			

【評価】

「最終処分量（埋立量）」は、令和5年度の実績値に比べ減少するとともに、令和元年度の基準値より約22%（22,648 t ⇒ 17,759 t）減少しており、令和7年度の短期目標達成に向けて順調に推移している。

【考察】

・焼却ごみの削減及びスラグ等（資源化量）の増加

効率的・効果的な周知啓発の実施などにより焼却ごみが減少傾向にあること、焼却処理後の溶融スラグ※（R5：859t ⇒ R6：1,330t）などの資源化量が増加したことにより、最終処分量が減少したと考えられる。

※ごみや下水汚泥などを高温で溶融することにより、ガラス質または結晶質の固化物となったスラグ（道路工事の土木資材などとしての利用が可能）

【令和7年度の方向性】

・焼却ごみの削減などにより最終処分量が減少していることから、引き続きごみの減量化・資源化の推進による最終処分量の削減を図り、計画的な最終処分の実施や最終処分場の適切な維持管理を確保する。

2 取組指標の進捗状況について

2 取組指標の進捗状況について

【基本方針1】発生抑制・再使用の促進

○取組指標 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数（件）（累計）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標値)
26,463	目標値	31,400	36,400	41,400	46,400	51,000
	実績値	42,984	50,891	57,556	見込値 63,947	

<評価>

・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した周知に努めた結果、ダウンロード数は増加しており（年間ダウンロード数：目標値 5,000件⇒実績値（見込値）6,391件）、市民に対して幅広い周知啓発につながっている。

○取組指標 市が実施したフードドライブの参加者数（人）（食品ロス削減推進計画指標）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標値)
121	目標値	400	400	400	400	400
	実績値	298	832	970	見込値 818	

<評価>

・分別講習会やイベント等でのフードドライブの受付や市ホームページ・広報紙などの様々な媒体を活用した周知に努めた結果、令和6年度の参加者数は前年度に比べて減少したものの、食品回収量が増加（R5：1,083kg⇒R6：1,650kg、12月末実績比）するなど、フードドライブ活動が拡充しており、食品ロスの発生抑制につながっている。

2 取組指標の進捗状況について

【基本方針2】資源循環利用の推進

○取組指標 市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量（t）

内訳	R5	R6
剪定枝拠点回収量	933	922
公共施設から排出される剪定枝資源化量	223	183
廃食用油拠点回収量	35	31
給食残渣資源化量（R6）		36

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標値)
514	目標値	700	900	1,100	1,300	1,500
	実績値	1,075	815	1,191	見込値 1,172	

<評価>

・剪定枝の資源化について、令和5年度は小中学校の危険樹木の優先的な伐採により一時的に増加したが、今年度は平時に戻っている。今年度から市内8校の小中学校において給食残渣の資源化（堆肥化）の実証実験を行っており、新たな廃棄物系バイオマスの資源化に努めるなど、資源循環利用の推進につながっている。

○取組指標 市民から依頼のあった分別講習会と出前講座の開催回数（回）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標値)
67	目標値	70回以上	70回以上	70回以上	70回以上	70回以上
	実績値	11	56	46	見込値 55	

<評価>

・市ホームページや広報紙などによる講習会等の周知や、リサイクル推進員を通じた開催機会の拡充に取り組んだ結果、開催回数は横ばいであるものの、多人数での開催が増えるなど参加者数は増加傾向（R5：1,181人⇒R6：1,495人、12月末実績比）にあり、ごみの資源化の推進につながっている。

2 取組指標の進捗状況について

【基本方針3】適正な処理の推進

○取組指標 行政収集及び工場への搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受け入れを行った日数の割合 (%)

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標値)
100	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	見込値 100	

<評価>

・行政収集及び工場への搬入予定日に対し予定どおり、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行うことができている。適正な収集・処分体制が確保されている。

○取組指標 事業所への戸別訪問指導の実施率 (%)

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標値)
100	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	見込値 100	

<評価>

・事業所への戸別訪問指導（2年に1回）については、今年度の訪問対象である全事業所（大規模172者、中規模60者）に計画どおり個別訪問を実施し、事業系ごみの適正処理の推進につながっている。

3 令和7年度の実施計画（案）について

I 令和7年度実施予定事業のうち、新規・拡充事業について

3 令和7年度実施計画（案）について

I 令和7年度実施予定の施策事業のうち、主な新規・拡充事業について（詳細は別紙1のとおり）

基本方針	施策事業	区分		取組内容
		新規	拡充	
<<基本方針1>> 発生抑制・ 再使用の促進	分別強化推進		●	SNS広告などデジタルを積極的に活用したごみ分別に関する周知啓発の拡充(1回⇒3回)
	きれいなまちづくりの推進		●	中心市街地など美化推進重点地区内における指導員による夜間巡回頻度の拡充
	リユース品の利用促進	●		粗大ごみのリユース(修繕せずに使用できる家具など)に係る事業スキームの検討
<<基本方針2>> 資源循環利用の 推進	公共施設における資源化の推進	●		給食残渣資源化モデル事業(市内小中学校8校)の継続実施, 本格実施(全小中学校94校)に向けた事業スキームの検討
	新たな資源循環利用の推進	●		プラスチック製品の資源化に向けた資源化方策の構築(プラスチック類の分別ルールや収集方法, 資源化ルートなど)
	エコショップ等の普及促進		●	フードシェアリング促進事業とエコショップ等(3Rの取組等を推進する小売店・飲食店など)認定制度の一体的な周知による更なる食品ロスの削減
<<基本方針3>> 適正な処理の 推進	適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理	●		クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおける火災対策(火災対策設備の機能追加に向けた実施設計)
	事業系ごみの適正処理の推進		●	大規模事業所の「事業系一般廃棄物減量等計画書」の電子化による利便性の向上
	不法投棄の未然防止, 拡大防止の推進		●	設置が容易なカメラ(移動式監視カメラ)の導入による突発的に発生する不法投棄への機動的な対応

3 令和7年度の実施計画（案）について

Ⅱ 収集運搬・中間処理・最終処分体制について

⇒ 現行体制の維持

3 令和7年度実施計画（案）について

II 収集運搬・中間処理・最終処分体制について

(1) 収集運搬体制

家庭から排出されるごみについては、市の業務委託による収集運搬を基本とし、適正な収集運搬体制を継続する。ただし、市では収集できないごみについては、排出者による自己搬入や排出者から一般廃棄物収集運搬許可業者への委託による収集運搬とする。

ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者等については、戸別訪問によるごみ収集を実施する。

事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物については、排出者による自己搬入や一般廃棄物収集運搬許可業者への委託による収集運搬とする。

(2) 中間処理体制

中間処理体制については、現行の焼却施設や資源化施設における適正な処理体制を継続する。

- クリーンセンター下田原・クリーンパーク茂原
⇒焼却処理（剪定枝・羽毛布団については資源化のため選別）
- クリーンパーク茂原リサイクルプラザ
⇒不燃ごみ，粗大ごみ（不燃性），びん・缶類，ペットボトルを資源化のため選別・圧縮・梱包
⇒電池類を資源化のため選別（民間事業者へ資源化を委託）
- エコプラセンター下荒針 ⇒プラスチック製容器包装，白色トレイを資源化のため選別・圧縮・梱包
- 民間資源化施設 ⇒紙・布類等を資源化のため選別・圧縮・梱包

3 令和7年度実施計画（案）について

(3) 最終処分体制

最終処分体制については、現行の最終処分場（エコパーク下横倉）における適正な処分体制を継続する。